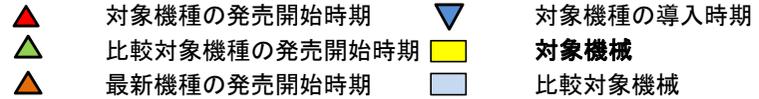


対象機械要件(機械装置の場合)



		要件	概要	対象機種導入時期と発売開始時期との関係	生産性比較	
基本要件	1	最新モデル(発売開始時期)	納入月(検収完了)が発売開始より10年以内の事	設備が導入された時期よりその設備の販売開始時期が10年以内であること。	<p>発売開始年度で比較して年率1%以上の向上の事</p> <p>導入時期より10年以内に発売開始の事</p>	<b>1代前と最新機種</b> 2機種と比較で生産性の向上の基準を満たしている必要がある。
		取得年度の前年度までに発売開始されたモデル	設備が導入された時期の前年度までに販売された機種は最新機種でなくても対象となる。	<p>年率1%以上の向上の事</p> <p>対象機種が導入時期の前年度以降に発売開始の事</p>	<b>2代前と1代前機種</b> 2機種と比較で生産性の向上の基準を満たしている必要がある。	
		中小企業のみ ソフトウェア組込型機械装置である場合	1代前の機種も対象となるが、2代前および最新機種との比較が必要になる。  ただし、1代前の機種も導入時期より10年以内に販売が開始されている必要がある。	<p>各々年率1%以上の向上の事</p> <p>導入時期より10年以内に</p>	<b>2代前と1代前と最新機種</b> 3機種と比較でそれぞれ生産性の向上の基準を満たしている必要がある。	
2	生産性向上	生産性向上要件が満たされている事。(年率1%以上の向上)	①単位時間当たりの生産量 ②精度の向上 ③エネルギー効率の向上 ④その他			
3	価格	機械装置は単品160万円以上				